

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人常翔学園
②設置大学名称	大阪工業大学
③担当部署	内部監査室
④問合せ先	Kansa@josho.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025 年 7 月 9 日
⑥点検結果の公表日	2025 年 9 月 10 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.oit.ac.jp/oit/about/openinfo.html#id03
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

2025 年 6 月 1 日を点検基準日としています。

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	教育の理念・目的は、ホームページや学則に掲載しており、教職員全員が共通認識のもと、一丸となって大学改革を推進する土壌を醸成し、かつ実効性の高い改革を実現するため、教育組織の根本的な考え方として機能している。さらに、それらは三つのポリシーへと昇華され、大学の教学運営全般における基盤としても機能している。 このほか、建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示するため、次のとおり取り組んでいる。 ・入学生に対して「自校教育」を実施。冊子を制作し入学時に全員に配付している。 ・大宮校地に学園建学の精神と設置各学校の教育・研究活動を伝える施設として「常翔歴史館」を開設。常設展示室を設け、学園建学に至る背景から社会に有為な人材育成に向けた事業活動を映像や展示物により紹介している。 〔関連サイト URL〕 https://www.oit.ac.jp/oit/about/philosophy.html https://www.josho.ac.jp/ayumi/
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	ディプロマ・ポリシーは、「教育の理念」等に基づき、各学部・研究科および各学科・専攻単位で分野等の特性を踏まえつつ、学生が獲得すべき資質や能力について、「幅広い教養」「専門知識・技術」「課題解決力」「コミュニケーション力」「国際性」「生涯に渡って学び続ける力」等のキーワードに集約されるよう設定している。 ディプロマ・ポリシーの達成度は、本学独自の学修成果可視化システムである「ディプロマ・サプリメント・システム」でその達成状況を可視化し、必達値や目標値を示すことで、学生の主体的な学びを促進させている。 一方、カリキュラム・ポリシーは、先のディプロマ・ポリシーを踏まえ、そこに掲げる資質や能力を備えた社会的人材を育成するために、必要な科目を開設し、学生が主体的に学修できる科目運営を取り入れるとともに、科目間の連携を深めて学修効果の高い体系的カリキュラムを編成することを目指す内容となっている。 アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえ学部・学科および研究科・専攻ごとに定めている。その中で「入学前に学習しておくことが期待される内容」を提示し、各学部・学科および研究科・専攻で学修を進めるにあたり、必要とされる個人的資質や、入学前までに履修しておくことが望ましい科目やその分野を明示している。 〔関連サイト URL〕 https://www.oit.ac.jp/oit/about/philosophy.html#id07 https://www.oit.ac.jp/oit/about/philosophy.html#id05 https://www.oit.ac.jp/oit/about/philosophy.html#id04
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長がリーダーシップを発揮できるよう、毎月1回、大学・大学院運営会議を開催するほか、必要に応じて各種ワーキンググループを設置し、教学を含む本学の各種戦略についてトップ・マネジメント体制を

	構築している。 学長を補佐するため、教育・研究改革、学生支援および産学連携の各業務については副学長を配置し、大学運営にかかる業務を分担している。担当業務は学部およびキャンパスを横断して、全学的な視点から学長方針の実現に向けマネジメントしている。 学部長は大学・大学院運営会議に参加し、学長の方針および意向を各学部の構成員と共有するほか、各学部の自主性・専門性を尊重しつつ、学部における様々な課題に対応し、教学運営を主体的にマネジメントしている。 教授会は、学長が掲げる重要事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする旨、教授会規定において定めている。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	教育・研究における各キャンパス間およびキャンパス内での有機的な連携を図り「選ばれる大学」としての優位性を得るために「実践的教育の質的向上」に取り組んでいる。 その一環として、教職協働体制の効果的な運営を図るため、毎年度 FD・SD 活動の年間計画を策定し、全教職員に FD・SD フォーラムおよびキャンパスミーティングへの積極的な参加を促している。 教職協働で PDCA サイクルを回すため自己評価・IR 委員会を設置しており、同委員会は、教育系役職者 13 名、事務系役職者 5 名で構成されているほか、委員を除くすべての事務系管理職が幹事となっている。 また、全学的な教学について審議する教学推進委員会の構成員に教務部署の事務職員もメンバーとなり、組織的な協働体制を確保している。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学の教員は、教育・研究活動だけではなく大学運営、社会貢献も合わせた 4 領域で毎年度教員評価を行っており、各領域での活動を振り返り自己点検を実施し、全体結果とともにフィードバックしている。 このような教員の資質向上の取組みは、教学運営の基盤である三つのポリシーの実質化や教育の質保証の取組み推進に寄与するものである。 また、FD 推進組織として、本学では学長が委員長を務める大阪工業大学 FD 委員会を組織している。この委員会では、年次計画は定めていないものの、年間の活動計画を策定しており、大学全体あるいは各学部では、年間の活動計画に基づき FD 活動に取り組んでいる。 SD については、教員・事務職員向けの研修会を実施して資質向上を図っている。事務職員は、人事制度に沿った階層別研修を軸にした年次計画を定め、業務・役割・資質を向上させるための研修を実施している。 〔関連サイト URL〕 https://www.oit.ac.jp/learning/fd.html

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学園全体の 15 か年にわたる長期ビジョン「J-Vision 2037」を策定しているほか、長期ビジョンを達成するため 5 か年の中期目標・計画を策定している。中期目標・計画の検討においては、建学の精神や学園の長期ビジョン、および私立学校法第 45 条の 2 第 3 項に基づき認証評価の結果を踏まえて策定している。 中期目標・計画の達成状況を測る成果指標には、具体的な数値目標や取組実績やその設定根拠を明記し、客観的に評価できる体制や教学及

	び経営に関する実現可能性や具体策を盛り込んでいる。 〔関連サイト URL〕 https://www.oit.ac.jp/oit/about/steps.html#id03 https://www.oit.ac.jp/oit/about/openinfo.html#id09
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画の進捗状況については、年度毎に行動計画の進捗状況の評価を実施し、事業策定会議において取りまとめた評価結果を報告。その後、学園の教職員用ポータルサイトや、大阪工業大学の「情報公開・データページ」で情報を公開し、適切な法人運営・大学運営に努めている。 2023 年度から始まった第 I 期中期目標・計画について、環境変化に適応するため 2024 年度（2 年目）に全項目について内容の点検や一部改訂をするなど、必要に応じて計画の修正も柔軟に対応している。 〔関連サイト URL〕 https://www.oit.ac.jp/oit/about/openinfo.html#id09

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	「世のため、人のため、地域のため、理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人を育成する。」という建学の精神に基づいて人材育成を行い、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。 大学院情報科学研究科では、社会人リカレント教育や職業実践力育成プログラムを開講している。 大阪府内地域連携プラットフォーム（大学コンソーシアム大阪）に参画する大学等と連携し、地域の教育支援活動や共同の公開講座を実施している。 〔関連サイト URL〕 https://www.oit.ac.jp/oit/about/philosophy.html https://www.oit.ac.jp/learning/recurrent.html https://www.oit.ac.jp/news/topics/topics9279.html
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域産業支援プラットフォーム（OIT-P）として、大阪産業技術研究所や大阪商工会議所と連携を基盤とする地域企業とのネットワークにより、本学の特色ある研究分野である「ナノ材料」「ロボティクス&デザイン」「知的財産」の力を結集し、様々な事業展開を検討する企業とのマッチングを行っており、研究プラットフォーム群としての更なる発展を目指し、研究プロジェクトを複数立ち上げている。 学園の省エネルギー推進統括委員会が決定するエネルギー使用量の目標および実績等を踏まえ、キャンパスミーティングにおいて学長から省エネ・節電への取組みを発信するなど光熱水費削減に努めている。 学舎建設時には、高効率の設備の導入、消費電力を抑えた機器の選定、断熱建材を採用しての空調負荷の低減など、省エネルギーにより環境に配慮した取組みを行っている。 〔関連サイト URL〕 https://www.research.oit.ac.jp/oit-p/index.html https://www.research.oit.ac.jp/research-project-all/

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	女性研究者を取り巻く研究環境整備や研究力向上に取り組む大学等をつなぐ「全国ダイバーシティネットワーク」に参画している。また、教員人事において、若手教員（40 歳以下）・女性教員の採用に関する方針を定め、数値目標を設定のうえ、若手教員および女性教員の割合を高める取組みを進めている。 ダイバーシティ推進委員会を発足させるとともに、「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進にかかる基本理念と基本方針」および「大阪工業大学における性的指向と性自認等の多様性に関する対応ガイドライン」を策定し、ホームページ等で公表している。これらに基づき、すべての学生および教職員の多様性が尊重され、その個性と能力とを最大限に発揮できるよう、教育・研究環境の整備と意識啓発を通じた人材育成に取り組んでいる。 事務系職員の役職者の女性割合を高めることなどを記載した「学校法人常翔学園行動計画」に基づき、意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり、仕事と生活の両立支援等の取組みを推進し、大阪府男女いきいきプラス、大阪市女性活躍リーディングカンパニーの認証を受けている。 〔関連サイト URL〕 https://opened.network/member/index/ https://www.oit.ac.jp/oit/about/diversity-equity-inclusion.html
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	基準日時点において、女性の役員は不在である。役員等への女性の登用により、多様性・創造性・信頼性等の向上が期待され、意思決定の質の向上にも寄与することが考えられるため、今後は積極的な女性登用を検討したい。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条に規定する資格および構成に関する要件を遵守しなければならない旨を寄附行為に定めており、その通りに実行している。 また、理事の選考から選任までの手続きは理事選任機関が行い、同機関の構成や取扱い事項は、寄附行為および役員選考手続規定に定めている。なお、同機関が選考した理事候補者は、あらかじめ理事会および評議員会の意見聴取を行うなど、より選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会および理事の職務ならびに理事会の運営については寄附行為に定めており、その通りに実行している。寄附行為において、理事長・代表業務執行理事・業務執行理事の職務を明記し、さらに理事は、法人、総務、財務、施設、労務、広報等、必要に応じて職務分担を定めている。また、理事会での議決時には挙手により意思表示を行い、より責任の明確化に努めている。 評議員会の決議および意見聴取事項については寄附行為に定めており、その通りに実行している。理事会の決議および評議員会の決議を必要とする事項について、相互の決議が異なる場合における理事会お

	よび評議員会の協議については寄附行為に定めている。また、評議員会における役員の出席および説明責任についても寄附行為に明記し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	定期的に理事会において財務状況、学生生徒募集状況等に関する研修・勉強の機会を設けており、学園設置学校の近況等も随時報告・情報共有している。また、新学部開設時や新棟竣工時には、見学会等の開催も行っている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事および会計監査人の選任については寄附行為に定めており、その通りに実行している。監事は評議員会の決議によって選任され、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任する旨を寄附行為に定めている。また、会計監査人は、選任にかかる評議員会への議案の内容決定を監事の過半数合意により行う旨を寄附行為に定め、評議員会で議決する前に理事会でも審議を行う等、より選任過程の透明性を確保している。 会計監査人選任に係る議案の決定にあたっては、選任基準（①専門性と経験の有無、②独立性の担保、③守秘義務と信頼性、④法律遵守とガイドライン適用能力、⑤長期的協力関係の構築が可能かどうか、⑥会計監査人の報酬）を定め、候補者である監査法人の概要等が記載された資料や監査報酬の見積書等について、基準項目に照らし合わせたうえで判断している。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	内部監査室とは概ね月 1 回の情報共有・意見交換会を開催し、監査法人とは、年 4 回、監査計画、監査状況の経過そして監査結果の報告・共有、意見交換を行うなど、三様監査体制を堅持し、監査機能の充実を図っている。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	内部統制システムに関する基本方針に基づき、理事会・評議員会、法人本部や各学校の重要会議に係る資料の閲覧・質疑を行っているほか、会議に出席・モニタリングを行い、リスクマネジメントを実践する体制を敷いている。 また、各種セミナーへの参加（オンライン）や動画視聴により、監査業務に関する知識修得に努めている。このほか、監事間での勉強会や他大学監事との情報交換を行うなどして監査精度の向上を図っている。 加えて、監事業務をサポートする監事室からも文部科学省や他大学等の情報（近況等）を WEB から入手・提供し、共有している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3 ①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数は寄附行為に基づき、本法人の職員（8 人）、本法人の設置学校の卒業者（8 人）およびこの法人に関係ある者または学識経験者（8 人）の合計 24 人である。評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行う旨を寄附行為に定めており、その通りに実行している。 また、評議員の選考から選任までの手続きは評議員選任委員会が行

	い、同委員会の構成や取扱い事項は、寄附行為および評議員選考手続規定に定めている。なお、同委員会が選考した評議員候補者は、理事会および評議員会の意見聴取を行うなど、より選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会および評議員の職務ならびに評議員会の運営については寄附行為に定めており、その通りに実行している。評議員会での議決および意見聴取時には、議長から全評議員に対して意見を求め、より責任の明確化に努めている。 評議員会の決議および意見聴取事項については寄附行為に定めており、その通りに実行している。理事会の決議および評議員会の決議を必要とする事項について、相互の決議が異なる場合における理事会および評議員会の協議については寄附行為に定めている。また、評議員会における役員の出席および説明責任についても寄附行為に明記し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	全評議員に対して評議員会開催 1 か月前に開催案内を、そして 1 週間前には議事日程および資料を送付している。また、評議員会における審議・意見聴取が円滑に進むよう、適宜評議員への情報提供を行っている。 評議員会では、学園設置学校の近況等も随時報告・情報共有している。また、新学部開設時や新棟竣工時には、見学会等の開催も行っている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	災害時行動マニュアルを作成し、教職員および学生に全員配付し、万一の災害発生時の行動を示すものとして、周知している。 年 1 回以上は各校地・キャンパスとも防火・防災訓練を実施、教職員および学生に災害対応の意識付けを行っている。 法人本部では、理事長はじめ役員、課長職以上の者、また各学校では学校長と庶務担当部課長による「緊急連絡網」「緊急体制」を整備し、早期復旧のための体制を構築している。 〔関連サイト URL〕 https://www.oit.ac.jp/ebtcd0000000apgy-att/manual_saigai.pdf
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	本学への就任時に実施している「新任教員ガイダンス」において、学園が発行するコンプライアンスカードを配付し、法令遵守を含む行動規範を周知・共有している。また、すべての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則および諸規定を遵守するよう、学内共有サイトでの周知等組織的に取り組んでいる。 渉外室が学内窓口を担当し、併せて外部窓口を法律事務所に設置して公益通報者保護法に基づく運用を実施している。運用方法はホームページで学内外に公表している。 〔関連サイト URL〕 https://www.josho.ac.jp/official/koudoukihan.html https://www.josho.ac.jp/official/kouekitsuuhou.html

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開にあたっては、学校教育法第 113 条に基づき学校教育法施行規則第 172 条の 2 に示された事項およびその他の事項について、ホームページにて公開している。また、寄附行為に、公開すべき内容、書類、方法等を定め、ホームページで遅滞なく公表している。さらに、財務情報公開規定を制定し、事業報告書も含めて、公開書類を定め、学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしている。 〔関連サイト URL〕 https://www.oit.ac.jp/oit/about/openinfo.html
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	履修（シラバス）や学業成績にかかる評価基準など、大学特有の単語が用いられたページでは、用語の解説を記載し、幅広いステークホルダーへの理解促進に努めている。 「大学案内」などの受験生向け冊子には、写真や図表などを使用し、受験生、保護者、高校教員、塾・予備校関係者など大学入試に関わるステークホルダーが理解しやすいような表現を用いるよう配慮している。 〔関連サイト URL〕 https://www.oit.ac.jp/learning/syllabus.html https://www.oit.ac.jp/learning/credit.html#id05

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明